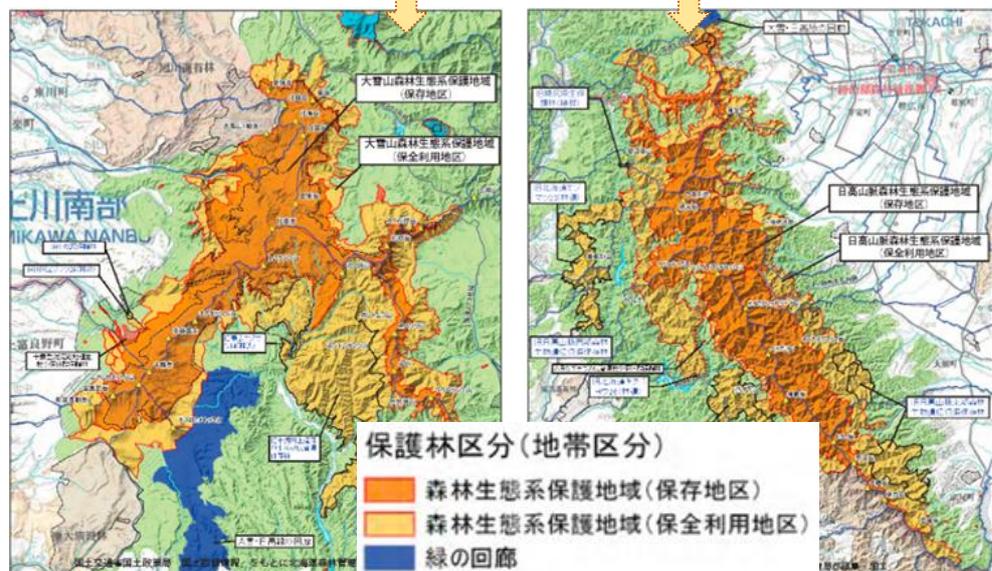


## 7. 保護林

（林野庁及び環境省のホームページより抜粋）

[林野庁北海道森林管理局のHP]

[国土交通省「国土数値情報（国有林野）令和元年度」と林野庁ホームページ「保護林」に示されている保護林の概要情報（令和2年7月20日時点）（EADAS）]



## 8. 保全対象施設

（温対法施行規則、道風営法施行条例及び環境省のホームページより抜粋）

### 概要

保全対象施設とは、都道府県が都道府県基準を定めるに当たって、環境配慮事項ごとに、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう検討するものとして、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第5条の6第2項第1号で定められた施設のことです。

- ・ 住居がまとまって存在している地域
- ・ 学校
- ・ 病院
- ・ その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設

なお、道の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第3条第1項では、以下の施設を保全対象施設としています。

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| ・ 都市計画法で定められた第一種低層住居等の住居地域 | 【法施行規則と重複】 |
| ・ 学校                       | 【法施行規則と重複】 |
| ・ 病院                       | 【法施行規則と重複】 |
| ・ 診療所                      |            |
| ・ 図書館                      |            |
| ・ 児童福祉施設                   |            |

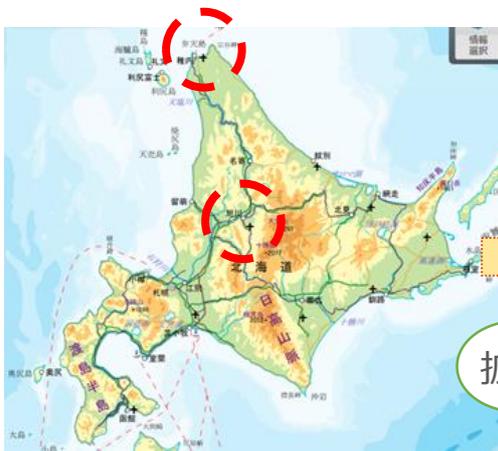
また、EADASでは、以下の施設を「環境の保全についての配慮が特に必要な施設」として掲載しています。

- |            |            |
|------------|------------|
| ・ 学校       | 【法施行規則と重複】 |
| ・ 病院 / 診療所 | 【法施行規則と重複】 |
| ・ 福祉施設     |            |
| ・ 図書館      |            |
| ・ 建築物      |            |

## 8. 保全対象施設

（環境省のホームページより抜粋）

[国土交通省「国土数値情報（学校）平成25年度」/国土交通省「国土数値情報（医療機関）平成26年」/国土交通省「国土数値情報（福祉施設）平成27年度、平成23年度」/国土交通省「国土数値情報（文化施設）平成25年度」/国土地理院 基盤地図情報ダウンロードサービスをもとに加工（EADAS）]



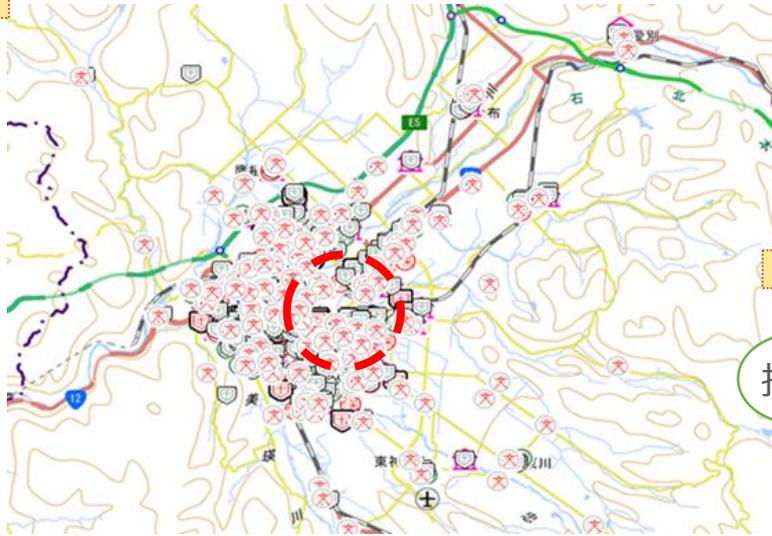
拡大



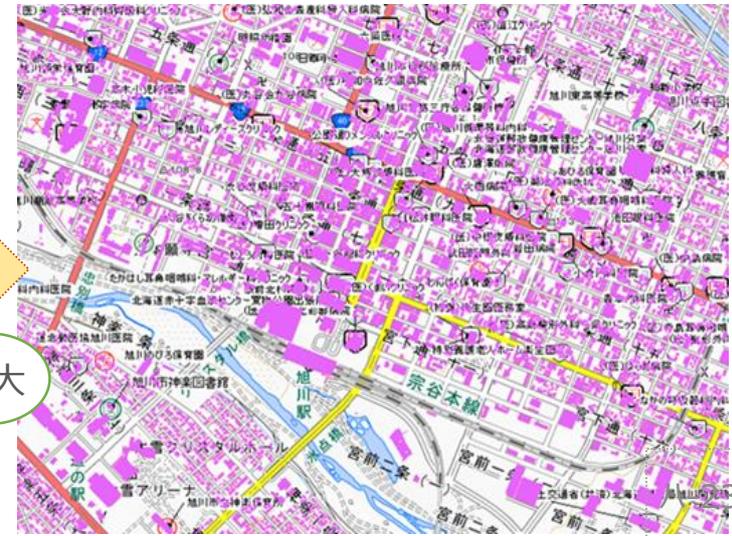
拡大



- |  |                            |
|--|----------------------------|
| <b>学校</b><br>学校                                  | <b>病院、診療所</b><br>病院<br>診療所 |
| <b>福祉施設</b><br>幼稚園<br>保育所<br>認定こども園<br>特別養護老人ホーム |                            |
| <b>図書館</b><br>図書館                                | <b>建築物</b><br>建築物          |



拡大



## 9. 北海道の大気環境

（経済産業省のホームページより抜粋）

### 概要

発電所の発電設備から排出される物質の二酸化硫黄等の排出予測参考項目は、経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引き」に示されています。

### 発電所に係る環境影響評価の手引き

#### 第2章 簡易な方法による環境影響評価及び判定基準

九 学校等が火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該発電所の発電設備から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物又はばいじんの最大着地濃度の予測値に、学校等の直近において国又は地方公共団体の測定している大気の測定点（以下「大気の測定点」という。）における二酸化硫黄の測定結果の日平均値の二パーセント除外値、二酸化窒素の測定結果の日平均値の年間九十八パーセント値又は浮遊粒子状物質の測定結果の日平均値の二パーセント除外値を加えた結果が環境基本法第十六条第一項の規定による大気の汚染（二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「大気の汚染に係る環境基準」という。）を超えること。

二十三 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質の大気の汚染に係る環境基準が確保されていない大気の測定点が存在する場合であって、当該発電所の発電設備からばい煙が排出されることにより大気の汚染に係る環境基準が確保されていない二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質のいずれかの量が現状よりも増加すること。

#### 第4章 環境影響評価の項目及び手法の選定

##### 1) 水力発電所に係る「参考項目」の設定根拠

環境要素の区分		参考項目の設定	理由
大気環境	大気質		
	硫黄酸化物	×	工事中の建設機械の稼働、資材の搬出入において硫黄分の多い重油系燃料を燃焼する重機は使用せず、環境保全上の支障が生じることは想定しにくいことから、参考項目として設定しない。
	窒素酸化物	○	工事中の資材等の搬出入に伴う影響については、広域に及ぶものとは考えられない。しかし、輸送経路の近傍に民家等が存在する場合は想定されることから、参考項目として設定する。
	建設機械の稼働	×	工事中の建設機械の稼働において使用される燃料の燃焼により排出されることが想定されるが、環境影響は一過性で軽微であると想定されることから、参考項目として設定しない。
(中略)			
	光化学オキシダント	×	光化学反応により大気中で生成される物質であり、そのメカニズムは十分解明されていないこと等から、光化学オキシダントそのものとして予測することは困難であることから、参考項目として設定しない。

(以下省略)

○ 北海道の大気環境測定結果は、北海道のホームページに掲載されています